

総 税 市 第 4 1 号
平成26年11月14日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総務省自治税務局長

地方税法施行令の改正等について

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第359号）は平成26年11月14日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

I 総括的事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の一部の施行に伴い、地方税に係る申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を追加等するため、地方税法施行令の改正を行うこととした。

II 地方税法施行令の改正に関する事項

第1 道府県民税及び市町村民税に関する事項

- (1) 中間納付額の還付の手続について、請求書の記載事項に、請求をする法人の法人番号を追加することとした。（令9の2①）
- (2) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における徴収猶予の手続について、申請書の記載事項に、猶予を受けようとする法人の法人番号を追加することとした。（令9の9の4③、9の9の5③、48の15の3③、48の15の4③）

第2 事業税に関する事項

- (1) 中間納付額の還付の手続について、請求書の記載事項に、請求をする法人の法人番号を追加することとした。（令25①）
- (2) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における徴収猶予の手続について、申請書の記載事項に、猶予を受けようとする法人の法人番号を追加することとした。（令32の2④、32の3④）

第3 不動産取得税に関する事項

贈与により農地等を取得した場合の徴収猶予の手続について、当該農地等を一時的道路用地等として貸し付けた場合の貸付期限の延長に係る届出書の記載事項に、届出者の個人番号を追加することとした。（令附則10⑨）

第4 その他

- (1) 相続人の代表者の指定の手続について、届出書の記載事項に、相続人及び相続人の代表者の個人番号又は法人番号を追加することとした。（令2②）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）